

二神ハ尚由九神の上角より由一とあり
ハ稱一とありと云

一三代實錄曰貞觀十七年秋八月二日丙午
授出羽国從三位勲六等月山神正三位同
陽盛天皇元慶二年秋八月四日進勲六等
月山神四等同四年春二月二十七日辛亥
出羽国勲四等月山神授從二位同元慶二
年秋七月出羽国正三位勲五等大物忌神
正三位勲六等月山神並益封各二戸與本
并各四戸每發軍使国司祈禱故有此加増

也同秋八月四日祭下先是右中辨兼權守
藤原朝臣保則奏言此二神自上古時方有
征戰標奇驗云々

二神ハ大物忌月山神社大物忌神社
ハ東の方より一丈四方の社之月山神社
ハ西より一丈四方なり
又社留を隔事
ハ另一記曰大物忌神社左上月山神社右下
とあり
又を考れを後右月山神社ハ石壇
の下にあり
又々や
又長十七年棟札
並造宮殿一字とあり
大物忌神社ハ月山